平成２３年（フ）第４６８９号
大阪市大正区泉尾３丁目１番５号
破産者　眞田　明子
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６９０号
大阪市大正区泉尾３丁目１番５号
破産者　大伸住器産業こと　眞田　雅仁
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６９６号
大阪府吹田市山田西１丁目33番Ａ―507号
破産者　玉村　睦美
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７１６号
大阪府茨木市水尾１丁目19番13号
破産者　平石　　守
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７３１号
大阪市旭区赤川２丁目10番17号、開始決定時の住所大阪市都島区高倉町２丁目２番11号
破産者　ＴＯＭＹ―ＣＡＳＴこと　吉冨　久夫
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５６号
大阪市旭区新森７丁目15番34号　松井マンションＣ―２
破産者　カノウニットこと　森山　光夫
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７６３号
大阪市西淀川区佃１丁目１番73―1002号
破産者　須山　和幸
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７９０号
大阪市都島区毛馬町２丁目３番８―1303号
破産者　香月　浩二
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９０５号
大阪市平野区平野本町１丁目８番38号　カーサ平野500号室
破産者　玉谷　智昭
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８９号
大阪府泉佐野市泉ケ丘３丁目17番17号
破産者　岡本　俊司
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５５４号
大阪府泉南郡岬町淡輪1656番地の11
破産者　坂邊　由気
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８０６号
神戸市中央区東雲通２丁目３番９号　サンライズヒラタ301号
破産者　鈴木小奈美
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３号
徳島県阿南市津乃峰町長浜242番地11　ハイツ中山103号室、旧住所徳島県阿南市宝田町郡48番地７
破産者　長尾　敏巳
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第１１号
香川県観音寺市観音寺町4055番地１
破産者　加藤　一雄
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第３０２号
熊本市京町２丁目12番41号
破産者　東　　禎子
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３５７号
熊本市荒尾１丁目８番31号、破産手続開始決定時の住所熊本市荒尾１丁目９番77号
破産者　辻　　正和
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２４４号
北海道旭川市永山３条17丁目１番10号　東和マンション
破産者　山岸　勝廣
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９４号
北海道旭川市東光１条９丁目１番11号
破産者　大場　郁広
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３号
群馬県安中市松井田町人見1258番地５、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市宮子町3575番地３　レオパレスＷｉｎｄ205
破産者　下山　隆茂
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部